



たばこの健康被害軽減低減をめぐる世界の状況 (GSTHR)



たばこハームリダクションと FCTC:COP11における問題点 および課題

2025年
9月

その他の出版物については、GSTHR.ORG にアクセスしてください



gsthr.org



@globalstatethr



@gsthr



@gsthr



@gsthr.org



Creative Commons
Attribution (CC BY)

はじめに

2025年11月17日から22日まで、スイス・ジュネーブでたばこ規制枠組条約（FCTC）に関する第11回締約国会合（COP）が開催され、世界各国の政府代表団が参集し、たばこおよびニコチンに関連した政策についての議論がなされる。

FCTCやCOPとはどのような会合か、本会合の運営方法および出席者に関する詳細は、附則のGSTHR資料「たばこ規制枠組条約（FCTC）と締約国会合（COP）：解説」を参照のこと。

本資料では、FCTCがその目的を達成しているかどうかやCOPプロセスにおける問題点について触れる。さらに、来る第11回締約国会合（COP11）での議論が予想される、より安全なニコチン製品（SNP）とたばこハームリダクション（THR）に関しても考察する。

たばこ使用を減らすために、FCTC はどれほどの効果をもたらしているのか？

FCTC 第3条に定められている包括的な目的は、「たばこの消費およびたばこの煙への曝露による健康、社会、環境および経済への壊滅的な影響から、現在および将来の世代を保護すること」である。¹ 2014年の第6回COP会合で数値化され、COPは締約国に対して2025年までにたばこ使用を30%削減するという世界的な自主目標を採択するよう求めた。² 本目標は、大幅に未達となっている。

FCTCが2005年に発効した当時、WHOは世界の喫煙者数を13億人と推定した。³ 2024年のWHOによる数字では、20年弱が経過してもほとんど変わっておらず、2022年の世界の喫煙者数は12億5000万人とされている。⁴ WHOが2025年に発表した喫煙率データによると、世界の男性による喫煙率は2007年の36.8%から、2023年に28.1%に減少している。⁵ この16年間でわずか8.7%の減少であり、依然として世界の男性の4人に1人は喫煙による健康被害の危険にさらされている。

2019年に英国医学雑誌に掲載されたある研究では、「2003年にFCTCが採択されて以来、世界のたばこ消費量の減少率に [...] 有意な変化は見られなかった」と指摘されている。⁶ 多くの高所得国では、FCTCの採択以前から、数十年間にわたって喫煙率が低下したが、低・中所得国（LMIC）では同様の傾向は認められていない。

2022年のランセット誌の記事では、オークランド大学名誉教授で非感染性疾患（NCD）予防の世界的な専門家であり、WHOの元職員でもあるロバート・ビーグルホール氏とルース・ボニータ氏は、次のように執筆している。

「世界の喫煙者の5人に4人は低・中所得国（LMIC）の国民である。年間800万人のたばこ関連死の大部分はこれらの国々で発生し、喫煙率は緩やかにしか低下していない。 [...] FCTCはもはや目的に則しておらず、特に低所得国においてはなおさらである。」⁷

「世界の喫煙者の5人に4人は低中所得国（LMIC）に居住している。年間800万人のたばこ関連死の大部分はこれらの国々で発生しており、喫煙率は緩やかにしか低下していない。」

FCTCは、SNPへの世界的なアクセスにどのような影響を与えるか？

ニコチンベイプ（電子たばこ）、スヌース、ニコチンパウチ、加熱式たばこ製品などのSNPへの消費者によるアクセスは、たばこに関する死亡や疾病に対する世界的な闘いにおいて、たばこハームリダクションによる公衆衛生上の可能性を実現する上で極めて重要である。しかしながら、SNPに関する世界的な規制と管理は、非常に多岐に渡っている。各国政府は、これらの製品の使用に対して、全面禁止（既存のたばこ規制法を適用するケースもある）から、様々な規制枠組みまで、あらゆる措置を講じてきた。公式な対応が取られていない国々では、規制の空白が生じている。

SNPは、燃焼式の紙巻きたばこよりもはるかに安全であり、すでに何百万人の人々の禁煙に役立っていることを示す証拠は蓄積されつつある。⁸ しかしながら、WHOはTHRに断固として反対しているようである。近年では、WHOとそれに関する多くの影響力のある組織や資金提供者は、各国に対してSNPを全面禁止するか、SNPを厳しく制限的に規制・課税するように明確に求めてきた。2019年にインドの電子たばこ禁止決定を主導したインドの保健大臣は、WHO事務局長表彰を受けた。⁹

それにもかかわらず、すべての国々が規則に従っているわけではない。FCTCは法的拘束力を持つものの、遵守違反に対する強制力はなく、たばこ規制は依然として国内政策の問題となっている。

FCTC締約国の2カ国は、部分的なたばこハームリダクション政策を採用し、電子たばこへの切り替えによる禁煙を推奨している。両国とも、公衆衛生上の大きな成果を上げている。ニュージーランドでは、喫煙率が2000年の28.9%から2021年には10.9%に低下し、電子たばこの使用率は2025年に13%へ上昇すると予測されている。英国では、喫煙率が2005年の24%から2025年には10.8%に低下し、電子たばこの使用率は10%に上昇すると予測されている。¹⁰ さらに、チェコ、イタリア、ドイツ、ハンガリー、日本、リトアニア、ノルウェー、スロバキアおよび韓国など、「公式」にTHR政策スタンスを持たない多くの国々では、消費者が自然に紙巻きタバコからSNPに切り替えている傾向が市場データに見られる。たばこハームリダクションは、WHOの反対にもかかわらず、すでに広く実施されている。だが、WHOがHIV/エイズや薬物使用の場合と同様に、ハームリダクションを公式に取り入れれば、さらに何百万の人々が危険なたばこをやめることにつながるのではないだろうか？

FCTCは法的拘束力を持つものの、遵守しない場合の強制力はなく、たばこ規制は依然として国内政策の問題である。



なぜ国営たばこ会社を擁する締約国が、COPのテーブルに着いているのか？

多国籍たばこ産業およびそれと関連のある個人や組織は、それが間接的または歴史的であっても、COPへの出席を禁じられている。

しかしながら逆説的に、条約締約国の中には、自国の国内または国営のたばこ会社を独占、あるいは相当数の株式を保有している国もある。これらの国々は依然としてCOP会合に出席している。中国の完全国有企業である中国国家たばこ集団（CTNC）は、売上高で世界最大のたばこ会社であり、世界のたばこ販売の46%を占めている。¹¹ 日本政府は、売上高上位5社の一つである日本たばこ産業インターナショナル（JTI）の株式37.5%を保有する。¹² たばこ会社を全額または相当数の株式を国有化している他の締約国には、タイ、ベトナム、エジプト、イランなどがある。

FCTC事務局の資金調達構造は機能しているか？

FCTC事務局は、事務局の主要業務に対する賦課された拠出金と、特定プロジェクトに対する予算外（または任意）拠出金の双方によって、条約締約国から資金援助を受けている。

2024～2025年度のFCTC総予算は19,498,888ドルだった。¹³ 2026～2027年度の予算案は20,115,895ドルである。¹⁴ 各締約国の分担金は、当該国の国内総生産（GDP）に基づく計算式を用いて算出される。各締約国の負債額は、FCTC事務局によって毎年公表され、未払い分も併せて公表される。分担金は、米ドルで支払われる。

賦課された拠出金から予想される年間総収入は、2020年から2021年以降では8,801,093ドルで安定している。¹⁵ 当期間中に国際市場でドルが変動期を迎える、2025年には他の主要通貨に対して下落した。

さらに、締約国が想定された拠出金を支払わなかったことによる予算不足は、2020～2021年度の総額の2.2%から、2022～2023年度には5.1%に増加した。2025年3月31日時点で、2024～2025年度に見込まれる賦課金の未払い残高は42%（3,700,348ドル）に達しており、多くの締約国が拠出を遅らせていることを示唆している。

予算不足、ドル相場変動、そして賦課金の納付遅延を鑑みると、予算外拠出金はFCTC事務局にとってさらに重要になっている。2024～2025年度には予算外拠出金が総予算（10,697,795ドル）の55%を占め、2026～2027年度には56%（11,314,802ドル）を占めると予想されている。¹⁶



予算外拠出金への依存が招く代償とは？

予算外拠出金の出所に関する情報はほとんどない。あるウェブページ（2025年9月にアクセス）には、「締約国会合（COP）及び締約国会合（MOU）で採択された作業計画の実施のため、2022年から2023年の2年間に事務局に対して予算外支援を提供した締約国及び団体に感謝する」と記載されている。2022年から2023年以降の期間に関する情報は提供されていない。¹⁷ いくつかの締約国は、寄付に対して明確に名指しされて謝意が示されているが、締約国以外のどの「団体」が事務局の活動を支援したかについての情報はない。

WHOが、たばこ規制だけでなく、その活動全般において任意拠出金に依存していることについては、以前から懸念が示されてきた。ある調査によると、任意拠出金は2010年にはWHOの総予算の75%を占め、2021年には88%に増加した。この種の資金は「ドナー指定のプログラムやプロジェクトに充てられる」傾向があり、「WHOの戦略的優先事項から焦点を逸らし、WHOの民主的構造を弱体化させ、少数の裕福なドナーに不当な権力を与えている」という懸念が生じている。¹⁸

慈善家であるマイケル・ブルームバーグ氏は、複数のNGOへの寄付やWHOの活動支援のための直接寄付を通じて、たばこ規制に多大な貢献をしている。2005年以降、ブルームバーグ氏は16億ドルの資金をこの問題に投じてきた。¹⁹

2016年にブルームバーグ氏は、WHOの非感染性疾患（NCD）と傷害に関する世界大使に任命され、本稿執筆時点でもその職に就いている。²⁰ たばこ使用削減のためのブルームバーグ・イニシアチブは、FCTCに概説されているMPOWER対策の実施に数百万ドルの支援を行っており、そのほとんどは低所得国と中所得国に集中している。^{21,22} 2025年にブルームバーグ慈善事業はWHOの世界たばこ流行報告書に資金提供した。²³

世界たばこ規制同盟（GATC）に名称変更される以前の枠組み条約同盟の創設メンバーには、たばこのない子供たちのためのキャンペーン（CTFK）や東南アジアたばこ規制同盟が含まれていた。両団体とも、ブルームバーグからの資金援助を長年にわたって受けている。GATCに加盟している他の団体を特定することは困難だが、多くの団体がGATCの共同受益者であると考えられる。

ブルームバーグ資金は、SNPを規制するのではなく、制限または禁止する政策を支援するために長年利用してきた。米国では、パートナー機関が資金を利用して「フレーバー付き電子たばこを禁止する103州および地方条例の成立」を促進してきた。²⁴ 他の国々では、CTFKの活動を通じて、ブルームバーグ資金がSNPを禁止する法案に影響を与え、さらに起草するために利用されている。この政治的介入は、フィリピンとメキシコの両国でも精査の対象となっている。²⁵

いくつかの締約国は、寄付に対して明確に名指しされて謝意が示されているが、締約国以外のどの「団体」が事務局の活動を支援したかについての情報はない。

ブルームバーグ基金は、SNPを規制するのではなく、制限または禁止する政策を支援するために長年利用してきた。多くの低所得国および中所得国は、FCTCに定められたたばこ規制措置を実施するために、ブルームバーグ基金に依存している。

多くの低・中所得国は、FCTCに定められたたばこ規制措置の実施にあたって、ブルームバーグ基金に依存している。WHO自身も、その活動の多くをブルームバーグ基金に依存する。こうした依存は、国内および国際レベルの双方において政策に過大な影響を与えており、喫煙率の低下において、たばこハームリダクションが果たし得る役割（既に多くの国で果たしている役割）について、明確かつ客観的な評価を妨げている。

COP会合は、なぜ非公開で開催されるのか？

資金問題は、国際的なたばこ規制が直面する透明性の問題の一側面に過ぎない。FCTCが交渉されている間（2000～2003年）と第3回までのCOP会合では、傍聴席が開放され、誰でも審議を傍聴できた。だが時が経つにつれ、締約国の決定によって、一般市民とメディアは初日の全体会合を除くすべての会合から締め出された。

議事録の大部分は、公開ストリーミングでは配信されず、事後視聴も提供されていない。メディア関係者は、会合開催日の60日前までに認証申請を行い、たばこ業界またはその利益を追求するいかなる団体とも金銭的、雇用、または職業的な関係を有していないことを宣言する必要がある。パンデミックの影響により、会合がバーチャル形式で行われた2021年以降、開会および閉会の全体会合はオンラインで配信されている。²⁶ ただし、これらのセッションは形式的なものであり、締約国によって事前に準備された声明で構成されている。

公式開会後、議事の公開放送は行われず、議事録も公開されない。つまり、実質的な議論は非公開で行われ、締約国とFCTC事務局が承認した認定オブザーバーのみが参加できる。

COP をめぐる秘密主義と統制のレベルは、他の条約締約国に受け入れられるものではない。²⁷ 人権委員会、麻薬委員会、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）、気候変動に関する COP 会合など、他の国連機関の会合の運営方法とは異なるものである。

これらの条約会合は、数多くの市民社会組織や影響を受けるグループの参加を促進している。例えば、2024年までに、気候変動に関する締約国会議（COP）はNGOの3,782団体と国際機関の174団体にオブザーバー資格を与えた。気候変動枠組条約のウェブサイトによると、これらのNGOは「幅広い利益を代表し、企業、環境団体、農業、先住民、地方自治体、市町村、研究機関、学術機関、労働組合、女性・ジェンダー団体、若者団体などの代表者が含まれている」。²⁸



公式開会後、議事の公開放送は行われず、議事録も公開されない。実質的な議論は非公開で行われる。

これとは対照的に、FCTC COPはわずかNGOの28団体とIGOの28団体にオブザーバー資格を与えている。²⁹ 現在までに、たばこ規制措置によって直接影響を受ける人々を代表する擁護団体は、より安全なニコチン製品を使用する人々を代表する独立団体を含め、GATCのオブザーバー資格または加盟資格があるとみなされていない。COP10に合わせて開催された会合に出席するため、パナマ市に滞在していたTHR擁護団体の存在は、WHOの目に留まらなかつたわけではないようだ。パナマ当局は、「有害製品を宣伝するTシャツやパンフレット」を捜索するため、複数のホテルを家宅捜索した。³⁰

‘’今までに、たばこ規制措置によって直接影響を受ける人々を代表する擁護団体は、GATCのオブザーバー資格や加盟資格があるとはみなされていない。

FCTC COPの資金の大部分は、締約国からの公的資金によるものである。したがって、公的な説明責任と透明性が求められる。現状ではこれが欠如しており、COPにおける透明性の欠如について、政府の説明責任担当部門へ提起すべきである。

COP11では、ハームリダクションと SNP についてどのような議論が行われるのか？

COP会合の議題は、過去のCOPで要請された報告書の議論や、締約国から提示される新たな提案に基づいて策定される。議題の作成は、COP事務局が担当する。

2025年6月17日に発表されたCOP11暫定議題には、項目4.5にて、より安全なニコチン製品に関する議論が含まれている。³¹ そこには、このように記載されている。

「4.5 たばこの消費、ニコチン中毒、たばこの煙への曝露を防止し、削減するための措置の実施、並びにたばこ産業の「ハームリダクション」に関する主張に照らし、たばこ産業の商業的およびその他の既得権益からそのような措置を保護すること (WHO FCTC第5条2項(b)および第5条3項) 」

ハームリダクションは、WHOと国連による薬物使用とHIV/AIDSへのより広範な対応に組み込まれた、エビデンスに基づいた公衆衛生戦略である。FCTC前文第1条(d)によると、ハームリダクションはたばこ規制の3つの戦略的な柱の一つである。だが、今回の議題では前文を省略し、第5条2項(b)を参照することでハームリダクションを導入している。

第5条第2項の文言は、「各締約国は…効果的な立法上、行政上、その他の措置を採択し実施するとともに、たばこ消費、ニコチン依存症及びたばこの煙への曝露を防止し、削減するための適切な政策を策定するにあたり、必要に応じて他の締約国と協力するものとする」と規定している。

第5条2項の観点からハームリダクションを導入し、その用語を引用符で囲むことは、そのアプローチがたばこ業界の発明であることを暗示している。それは脅威としてのみ提示され、より安全なニコチン製品が公衆衛生に多くの利益をもたらし得るという認識を一切許さないものである。



第5条2項に焦点を当てることで、事務局は可燃性たばこの消費量とたばこの煙への曝露の削減よりも、ニコチンの使用と依存症の問題を優先している。人々が危険なたばこの使用をやめることを可能にすることで、より安全なニコチン製品へのアクセスは、喫煙による害を軽減し、たばこの煙をなくすことにつながる。この議題は、より安全な製品のハームリダクションの可能性を無視し、あらゆるニコチン使用を有害なものとして位置づけようとする試みである。

議題4.5はまた、FCTC第5条3項にも言及し、同条は締約国は「国内法に従い、たばこ産業の商業的利益その他の既得権益から…政策を保護しなければならない」と規定している。この言及が含まれていることは、ハームリダクションがたばこ産業の戦術として位置づけられていることを示唆している。

議題4.5では、FCTC第5条3項にも言及しており、締約国は「国内法に従い、たばこ産業の商業的利益その他の既得権益から…政策を保護しなければならない」と規定されている。この言及が含まれていることからも、ハームリダクションがたばこ産業の戦術として位置づけられていることを示唆している。

セントクリストファー・ネイビスが提出した、ハームリダクションについて議論するための作業部会の設置要請は却下され、COP11では取り上げられない。

COP11に先立って公表された一連の文書として9月下旬、「将来を見据えたたばこ規制措置 (WHO FCTC第2条1項関連)」に関する新たな専門家グループによる文書が追加された。ここでいう「将来を見据えたたばこ規制措置」とは、FCTCに規定されている措置よりも「人の健康をより良く保護するため」(第2条1項)に踏み込んだ措置を指す。専門家グループの報告書には、SNP、特に経口たばこと加熱式たばこ製品への消費者のアクセスを低下させる可能性のある複数の勧告が含まれている。³²たばこハームリダクションの支持者たちは、専門家グループの構成に、明確にハームリダクションに反対する立場をとる多数のNGOが参加していることにも懸念を示した。³³

COP10と同様に、COP11でSNPに影響を与える可能性のある分野としては、電子たばこのオーブンでカスタマイズが可能なシステムに対する規制強化や禁止の要請、未成年者の好みに合うとされるフレーバーの禁止や制限、ニコチン塩の制限、加熱式たばこ製品から発生するエアロゾルを煙として分類する可能性のある「煙」の再定義などが挙げられる。

COP11では、たばこ製品の定義の拡大や、たばこの広告や宣伝に対する規制を拡張し、SNPのオンライン販売を禁止または制限すること、ニコチン削減や販売場所の削減、たばこ製品の購入の世代間禁止などの「たばこ終盤戦略」の奨励、人権、製造業者の民事および刑事責任に関する議論など、SNPに関連した議論が行われる可能性もある。

第5条2項の観点からハームリダクションを導入し、その用語を引用符で囲むことは、そのアプローチがたばこ業界の発明であることを暗示している。

人々が危険なたばこの使用をやめられるようにすることで、より安全なニコチン製品へのアクセスは喫煙による害を減らし、たばこの煙をなくすことが可能となる。

当方もしくは当団体は、いかにして COP に参加できるのか？

前述のとおり、COP 組織外の個人や団体が議事進行を追跡し、貢献できる機会はほとんどない。

COPの活動と決定は、締約国が責任を負う。各国においてCOPの活動の主導権を握るのは通常、保健省だが、場合によっては関連事項を扱う権限を持つ他の省庁が主導することもある。前回のCOP会合 (COP 10) の代表者リストは[ここのから](#)閲覧が可能である。³⁴ COP 11にも、多くの関係者が出席すると想定される。

団体は、たばこ規制を担当する省庁の職員に直接または国会議員を通じてアプローチすることができる。国会議員は、COP会合の重要性やFCTCに関する政府の立場に十分に精通していないことが多く、団体は重要課題について、国会議員に説明することができる。

団体は、オブザーバー資格を有する国際機関 (IGO) やNGOに対し、自らの見解を伝えることもできる。主要メディアは、FCTCやCOPについて十分な情報を持っておらず、会合で議論される問題の重要性について注意を払う必要がある。

団体は、ソーシャル メディア @FCTCofficial を通じて、あるいはイベント期間中は#COP11 および #FCTCCOP11を通じて FCTC 事務局とやり取りすることが可能である。

COPWATCHのウェブサイト<https://copwatch.info/> は、COP 開催前および開催中の課題に関する最新情報を提供している。

まとめ

FCTCが、たばこ使用に起因する世界的な死亡者数と疾病数の削減に対して効果を上げられていないことは、以前から明らかである。喫煙者は依然として10億人を超え、毎年推定800万人がたばこ関連死で亡くなっている。

FCTC改革における唯一の現実的な手段は、条約締約国を通じた改革である。成人喫煙者の禁煙を支援するために、SNPを導入し、そのアクセスを可能にし、支援してきた締約国は、喫煙率低下という恩恵を受けている。これらの国々は、COPによる決定によって進展が阻害されることのないように、措置を講じる必要がある。さらに、これらの締約国は、世界の公衆衛生に対して、より広範な責任も負っている。その責任とは、たばこハームリダクションがたばこ使用の削減を促進する能力が、COP11以降も適切に考慮されることである。

COP 組織外の個人や団体が、議事進行を追跡し、貢献できる機会はほとんどない。

FCTC改革の唯一の現実的な手段は、条約締約国を通じた改革である。成人喫煙者の禁煙を支援するためにSNPを導入し、そのアクセスを可能にして支援してきた締約国は、喫煙率低下という恩恵を受けている。



References

- ¹ World Health Organization. (2003). *WHO Framework Convention on Tobacco Control, updated reprint 2004, 2005 (full text)*. World Health Organisation. <https://iris.who.int/bitstream/handle/10665/42811/9241591013.pdf>.
- ² FCTC/COP6(16) DECISION: Towards a stronger contribution of the Conference of the Parties to achieving the noncommunicable disease global target on reduction of tobacco use. (2014, 10月 19). WHO Framework Convention on Tobacco Control. [https://wkc.who.int/resources/publications/i/item/fctc-cop6\(-16\)-decision-towards-a-stronger-contribution-of-the-conference-of-the-parties-to-achieving-the-noncommunicable-disease-global-target-on-reduction-of-tobacco-use](https://wkc.who.int/resources/publications/i/item/fctc-cop6(-16)-decision-towards-a-stronger-contribution-of-the-conference-of-the-parties-to-achieving-the-noncommunicable-disease-global-target-on-reduction-of-tobacco-use).
- ³ Highlights from 20 years of tobacco control. (2025, 2月 18). WHO Framework Convention on Tobacco Control. <https://fctc.who.int/resources/publications/m/item/highlights-from-20-years-of-tobacco-control>.
- ⁴ WHO. (2024). *WHO global report on trends in prevalence of tobacco use 2000–2030*. World Health Organization. <https://www.who.int/publications/i/item/9789240088283>.
- ⁵ World Health Organization. (2025). *WHO report on the global tobacco epidemic, 2025: Warning about the dangers of tobacco* (No. 978-92-4-011206-3). World Health Organization. <https://www.who.int/publications/i/item/9789240112063>.
- ⁶ Hoffman, S. J., Poirier, M. J. P., Rogers Van Katwyk, S., Baral, P., & Sritharan, L. (2019). Impact of the WHO Framework Convention on Tobacco Control on global cigarette consumption: Quasi-experimental evaluations using interrupted time series analysis and in-sample forecast event modelling. *The BMJ*, 365, l2287. <https://doi.org/10.1136/bmj.l2287>.
- ⁷ Beaglehole, R., & Bonita, R. (2022). Tobacco control: Getting to the finish line. *The Lancet*, 399(10338), 1865. [https://doi.org/10.1016/S0140-6736\(22\)00835-2](https://doi.org/10.1016/S0140-6736(22)00835-2).
- ⁸ Shapiro, H., Jerzyński, T., Mzhavanadze, G., Porritt, O., & Stimson, J. (2024b). *The Global State of Tobacco Harm Reduction 2024: A Situation Report. Section One* (No. 4; GSTHR Major Reports). Knowledge-Action-Change. <https://gsthr.org/resources/thr-reports/the-global-state-of-tobacco-harm-reduction-2024-a-situation-report/>.
- ⁹ Dr Harsh Vardhan conferred WHO award for leadership in tobacco control. (2021, 6月 2). World Health Organization. <https://www.who.int/india/news-room/feature-stories/detail/dr-harsh-vardhan-conferred-who-award-for-leadership-in-tobacco-control>.
- ¹⁰ Shapiro, H., Jerzyński, T., Mzhavanadze, G., Porritt, O., & Stimson, J. (2024a). *The Global State of Tobacco Harm Reduction 2024: A Situation Report* (No. 4; GSTHR Major Reports). Knowledge-Action-Change. <https://gsthr.org/resources/thr-reports/the-global-state-of-tobacco-harm-reduction-2024-a-situation-report/>.
- ¹¹ Euromonitor International. (2021, 12月 23). *Passport*. Euromonitor International. <https://www.euromonitor.com/our-expertise/passport>.
- ¹² JT at a glance: Shareholder information. Integrated report 2023. (2023). Japan Tobacco Inc. https://www.jt.com/investors/results/integrated_report/report/2023/about/info/index.html.
- ¹³ FCTC/COP10(25) Workplan and Budget for the financial period 2024–2025. (2023, 5月 19). WHO Framework Convention on Tobacco Control. [https://fctc.who.int/resources/publications/i/item/fctc-cop10\(25\)-workplan-and-budget-for-the-financial-period-2024-2025](https://fctc.who.int/resources/publications/i/item/fctc-cop10(25)-workplan-and-budget-for-the-financial-period-2024-2025).
- ¹⁴ WHO Framework Convention on Tobacco Control Convention Secretariat. (2025). *Proposed Workplan and Budget for the Financial Period 2026–2027 (FCTC/COP11/INF.DOC./2)*. Eleventh Session of the Conference of the Parties to the WHO Framework Convention on Tobacco Control (COP11), Geneva. <https://storage.googleapis.com/who-fctc-cop11-source/Additional%20documents%20-%20Information/fctc-cop11-inf-doc2-en.pdf>.
- ¹⁵ Status of payments of assessed contributions (VAC) as of 31 March 2025. (2024, 10月 14). WHO Framework Convention on Tobacco Control. [https://fctc.who.int/resources/publications/m/item/status-of-payments-of-assessed-contributions-\(vac\)-as-of-31-october-2024](https://fctc.who.int/resources/publications/m/item/status-of-payments-of-assessed-contributions-(vac)-as-of-31-october-2024).
- ¹⁶ WHO Framework Convention on Tobacco Control Convention Secretariat, 2025.
- ¹⁷ Donors and partners. (2025). WHO Framework Convention on Tobacco Control. <https://fctc.who.int/secretariat/fundraising/donors-and-partners>.
- ¹⁸ Iwunna, O., Kennedy, J., & Harmer, A. (2023). Flexibly funding WHO? An analysis of its donors' voluntary contributions. *BMJ Global Health*, 8(4), e011232. <https://doi.org/10.1136/bmigh-2022-011232>.
- ¹⁹ Reducing Tobacco Use. (2025). *Bloomberg Philanthropies*. <https://www.bloomberg.org/public-health/reducing-tobacco-use/>.
- ²⁰ Ambassador programme for NCDs and injuries. (2025). WHO Framework Convention on Tobacco Control. <https://www.who.int/teams/social-determinants-of-health/ambassador-programme-for-ncds-and-injuries>.
- ²¹ Bloomberg Initiative to Reduce Tobacco Use. (日付なし). *Bloomberg Philanthropies*. 読み込み 2024年7月12日, から <https://www.bloomberg.org/public-health/reducing-tobacco-use/bloomberg-initiative-to-reduce-tobacco-use/>.
- ²² Gunther, M. (2021, 3月 23). *Bloomberg's Millions Funded an Effective Campaign Against Vaping. Could It Do More Harm Than Good?* The Chronicle of Philanthropy. <https://www.philanthropy.com/article/bloombergs-millions-funded-an-effective-campaign-against-vaping-could-it-do-more-harm-than-good>.
- ²³ Tobacco control efforts protect 6.1 billion people – WHO's new report. (2025, 6月 23). Pan American Health Organization (PAHO). <https://www.paho.org/en/news/23-6-2025-tobacco-control-efforts-protect-61-billion-people-whos-new-report>.

- ²⁴ Annual Report 2024-2025. (2025). *Bloomberg Philanthropies*. <https://www.bloomberg.org/annualreport/>.
- ²⁵ Minton, M. (2021, 6月 15). *Exposed: Bloomberg's Anti-Tobacco Meddling in Developing Countries*. Competitive Enterprise Institute. <https://cei.org/blog/exposed-bloombergs-anti-tobacco-meddling-in-developing-countries/>.
- ²⁶ WHO FCTC Secretariat. (2023). YouTube. <https://www.youtube.com/@whofctcsecretariat812/videos>.
- ²⁷ Bates, C. (2021, 11月 8). The WHO tobacco control treaty meetings are closed bubbles of cultivated groupthink – a comparison with the UN climate change treaty. *The Counterfactual*. <https://clivebates.com/the-who-tobacco-control-treaty-meetings-are-closed-bubbles-of-cultivated-groupthink-a-comparison-with-the-un-climate-change-treaty/>.
- ²⁸ Observer organizations. (2024). UN Framework Convention on Climate Change (UNFCCC). <https://unfccc.int/process-and-meetings/parties-non-party-stakeholders/non-party-stakeholders/overview/observer-organizations>.
- ²⁹ International intergovernmental organizations accredited as observers to the COP. (2025). WHO Framework Convention on Tobacco Control. <https://fctc.who.int/convention/conference-of-the-parties/observers/international-intergovernmental-organizations>; Nongovernmental organizations accredited as observers to the COP. (2025). WHO Framework Convention on Tobacco Control. <https://fctc.who.int/convention/conference-of-the-parties/observers/nongovernmental-organizations>.
- ³⁰ Rossel, S. (2024, 4月 1). Mediocre Meeting. *Tobacco Reporter*. <https://tobaccoreporter.com/2024/04/01/mediocre-meeting/>.
- ³¹ Provisional agenda. FCTC/COP/11/1. (2025). WHO Framework Convention on Tobacco Control. <https://storage.googleapis.com/who-fctc-cop11/Main%20documents/index.html>.
- ³² WHO FCTC Convention Secretariat / Expert Group on Forward-looking Measures. (2025, 8月 29). *Forward-looking tobacco control measures (in relation to Article 2.1 of the WHO FCTC)* (FCTC/COP11/5). Eleventh Session of the Conference of the Parties to the WHO FCTC (COP11), Geneva. <https://storage.googleapis.com/who-fctc-cop11-source/Main%20documents/fctc-cop11-5-en.pdf>.
- ³³ World Health Organization. (2024, 6月 20). *First Meeting of the Expert Group on Forward-Looking Tobacco Control Measures (in relation to Article 2.1 of the WHO FCTC)*. Eleventh Session of the Conference of the Parties to the WHO Framework Convention on Tobacco Control (COP11), Geneva. [https://storage.googleapis.com/who-fctc-cop11-source/Supplementary%20documents/fctc-cop11-supp-inf-5-first-meeting-of-the-expert-group-on-forward-looking-tobacco-control-measures-\(in-relation-to-article-2.1-of-the-who-fctc\)-en.pdf](https://storage.googleapis.com/who-fctc-cop11-source/Supplementary%20documents/fctc-cop11-supp-inf-5-first-meeting-of-the-expert-group-on-forward-looking-tobacco-control-measures-(in-relation-to-article-2.1-of-the-who-fctc)-en.pdf).
- ³⁴ WHO Framework Convention on Tobacco Control. (2023, 5月 19). *List of participants*. Tenth session of the Conference of the Parties to the WHO FCTC, Geneva, Switzerland. <https://fctc.who.int/resources/publications/i/item/fctc-cop-10-div-1-list-of-participants>.



GSTHR. (2025). *Tobacco harm reduction and the FCTC: issues and challenges at COP11* (GSTHR Briefing Papers). Global State of Tobacco Harm Reduction. <https://gsthr.org/briefing-papers/tobacco-harm-reduction-and-the-fctc:-issues-and-challenges-at-cop11/>

たばこの健康被害軽減低減をめぐる世界の状況、またはこのGSTHRブリーフィングペーパーで提起されたポイントの詳細については、info@gsthr.orgにお問い合わせください。

私たちについて：**Knowledge•Action•Change (K•A•C)** は、人権に根ざした公衆衛生戦略として、有害物質の削減を推進しています。40年以上にわたり、薬物使用、HIV、喫煙、性的健康、刑務所における有害物質削減活動に携わってきた経験を持っています。K•A•Cは、**たばこの健康被害軽減低減をめぐる世界の状況 (GSTHR)**を運営し、世界200以上の国と地域におけるたばこ害軽減の発展、より安全なニコチン製品の使用、入手、規制対応、喫煙率や関連死亡率についてマップを作成しています。すべての出版物とライブデータについては、<https://gsthr.org>をご覧ください。

資金調達：GSTHRプロジェクトは、米国の独立非営利団体 (501(c)(3)) である**Global Action to End Smoking**からの助成金によって制作されており、米国の法律により、寄付者から独立して運営することが義務付けられています。このプロジェクトとその成果物は、助成金契約の条件により、財団から独立しています。